入札公告の変更

令和元年10月1日
支出負担行為担当官
国立医薬品食品衛生研究所総務部長
池元　伸孝

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　14

1　掲載日　令和元年８月28日（号外政府調達第80号）

2　変更内容　２頁１段目、１⑹中「８％」を「10％」に、「108分の100」を「110分の100」にそれぞれ変更します。

入札公告の変更

令和元年10月1日
契約担当役
国立大学法人名古屋大学
財務担当理事　木村　彰吾

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　23

○第32号

1　掲載日　令和元年８月13日（号外政府調達第69号）

2　変更内容

名古屋大学に係る「入札公告」第32号28ページ１の⑷中、「令和元年12月27日」を「令和２年３月31日」に、３の⑷中、「令和元年10月３日10時00分」を「令和元年10月25日10時00分」に、３の⑸中、「令和元年10月17日10時00分」を「令和元年11月１日10時00分」に、５の⑷中、「By 27 December, 2019」を「By 31 March, 2020」に、29ページ５の⑺中、「10：00　3　October, 2019」を「10：00　25　October, 2019」に、それぞれ変更します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年10月1日
契約担当者　国立大学法人東京大学
総長　五神　　真
代理人　施設部長　野口　　健

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第２号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京大学（本郷）特別高圧受変電設備更新その他工事

⑶　工事場所　東京都文京区本郷７－３－１東京大学構内

⑷　工事内容　特別高圧受変電設備の更新工事（更新に必要な仮設等の工事を含む）

更新前：受電電圧66kV　特別高圧変圧器容量30ＭＶＡ（15ＭＶＡ×２台）

更新後：受電電圧66kV　特別高圧変圧器容量40ＭＶＡ（20ＭＶＡ×２台）

⑸　工期　契約締結日の翌日から2021年３月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　受変電設備一式

なお、関連する建築一式工事は別途発注される予定である。

⑺　本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下、申請書という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（加算方式（試行））を実施する工事である。

⑻　本工事は、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

⑴　国立大学法人東京大学契約事務取扱規程（平成16年４月１日）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

⑵　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は東京大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け　17文科施第345号　文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑶　文部科学省における一般競争参加資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、電気工事において1,100点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成29年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。

⑹　平成16年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、受電電圧66kV以上かつ特別高圧変圧器容量の合計が20ＭＶＡ以上の特別高圧受変電設備の新設又は更新工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る）。

⑺　次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成16年度以降に、上記⑹に掲げる同種工事の経験を有するものであること。

③　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⑽　警察当局から、暴力団体が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次のア及びイの要件に該当する者のうち、⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　下記⑶の施工計画が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　評価方法　評価方法については、加算方式（試行）を適用する。加算方式（試行）とは、応札価格を一定のルールにより点数化した「価格評価点」と、施工計画等の各評価項目の合計である「技術評価点」を合算した「評価値」を算出し、「評価値」が最も高い者を落札者とする方式である。

②　価格評価点　価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に、100点を乗じて得た値とする。

・価格評価点＝100×（１－入札価格／予定価格）

③　技術評価点　各評価項目に対する点数の算出方法は、下記⑶①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計が最高の者に30点を与える。次順位以降の応札者には、最高の得点に対するそれぞれ得られた得点の割合に応じて技術評価点の配点を行う。

④　評価値　評価値は、前述された価格評価点と技術評価点の和とする。

⑤　下記⑶①及び②において「不適切／欠格」の評価を受けた入札参加希望者については入札の参加は認められない。